

# 生活困窮者及び支援者のための金融経済教育

国立大学法人国立大学機構 岐阜大学

教育学部 教授 大藪 千穂



## ～要旨～

わが国においても金融経済教育が普及し始めている。特に学校教育では、高校家庭科において2022年から資産形成の内容が含まれるようになり、急に脚光を浴びだした。学校教育でや勤労者に対しては、ある程度の金融経済教育が提供されるようになってきたが、生活困窮者やその支援者に対する金融経済教育までは実施されていないのが現状である。

本稿では、生活困窮者の中でも特にひとり親世帯と、支援者側として子ども食堂の経営者を対象に、実態調査からどのような金融経済教育が必要であるか、またそのために必要な枠組みについて考察した。その結果、生活困窮者が自分で試行錯誤できる「生活設計ゲーム」の普及や家計簿記帳の研修と促進、生活困窮者が共に相談しあえ、専門家にも気軽に相談できるプラットフォームが必要であることを提案している。また支援者側に対しても金融経済教育プログラムと支援者間で相談しあえ、専門家とつながるプラットフォームが必要であることを示唆した。

## 1 はじめに

現在、日本の貧困率は上昇しており、特に国の生活水準や文化水準を下回る状態にある「相対的貧困率」(2021年)は15.4%で先進国の中でも高い。さらに2020年1月から新型コロナウイルス感染症が拡大したことで、これまでの生活困窮者に加えて、新たな困窮者が急増した。とりわけ注目されるのは、ひとり親世帯の総体的貧困率が44.5%(2021年)の現状であり、さらに子どもの貧困問題である。「子どもの貧困率」(厚生労働省)とは、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線以下で生活する子どもの割合を指すが、2021年は11.5%であり、北欧諸国と比較しても高い(所、

2024)。政府の支援策は現状をしのぐものとして必要であるが、今後重要となってくるのは、長期にわたる生活設計と家計管理の実践的なスキルを身につけるための金融経済教育である。

わが国の貧困政策は、海外の視点を取り入れながら、エンゲル法則で求めた生活保護の最低生活費を貧困基準(生活扶助基準)として決定してきた。その後、中位所得の50%を貧困基準とした相対的貧困基準が一般的な貧困線として用いられている。しかし貧困は減少せず、むしろ1990年代からの経済不況や非正規労働者の増加により、賃金、社会保障や税制を再検討する動きや、ナショナル・ミニマムに代わる新たな政策基

準の再検討が求められている。

以上のように政治的な側面からの貧困研究がされてきたが、貧困者そのものの生活再建や、将来貧困に陥らないようにするための金融リテラシーを得るための金融経済教育に関する研究は、最近まで行われてこなかった。近年、わが国を含む先進各国において、個人の金融リテラシー向上を目的とした金融経済教育への関心が高まっている。とりわけ金融経済教育で先行する欧米諸国においても、2008年のリーマンショックを契機に、国民の金融リテラシー不足が問題となり、国レベルでの教育体制の見直しが行われている。さらに先進国に共通する課題として、少子化や平均寿命の伸長に伴う高齢化による定年退職後の生活の長期化及び社会保障財源の脆弱化を背景として、金融リテラシーに基づく家計管理が必要となっている。わが国における金融経済教育は、これまで金融広報中央委員会（現：金融経済教育推進機構 J-FLEC）と金融庁が金銭教育や金融教育、金融経済教育を通じて主導的な役割を担ってきた。2012年には「金融経済教育推進会議」（金融庁、消費者庁、文部科学省）が、金融経済教育に関する初の統一的なガイドライン「金融リテラシー・マップ」（知るぽると、2023）を公表しているが、学校教育で実施している学校は少ない。

現在実施されている金融経済教育の教材開発や効果に関する研究は、小学校から大学に至る学校教育の中で主に展開されている。これに対し、生活困窮者やその支援者を対象とした金融経済教育は取り残されている。また生活困窮者を支援する行政職員は数年で異動することから、金融経済教育の知識が定着しにくい状況にある。金融経済教育を学校教育現場や社会人だけでなく、生活困窮者やその支援者に拡大していくには、金融経済教育の目的や方法論を再考する必要がある。

## 2 生活困窮者自立支援制度

「生活困窮者自立支援法」（2013年）は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるものであり、2015年から「生活困窮者自立支援制度」が始まり、2018年に改正されている。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した際の「生活福祉資金の特例貸付」や令和6年能登半島地震で被災した際の「生活福祉資金の特例貸付」の利用も本制度での支援によって行われた。

自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給では、福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。離職により住宅を失った生活困窮者等に対しては、家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施では、就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」、住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計改善支援事業」、生活困窮家庭の子どもへの「子どもの学習・生活支援事業」、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業がある。

「子どもの学習・生活支援事業」では、生活困窮世帯の子どもや生活保護受給世帯の子どもに対し、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施している。これにより、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養

育支援等を通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行うとともに、本事業を入口とし、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで、世帯全体への支援を行っている。この事業の実施率（令和3年度）は約6割で、人口10万人未満の自治体での実施率が低い。本事業を実施する自治体では、学習支援は全ての自治体で行われている一方、生活支援は約7割、教育・就労に関する支援は約5割の実施率にとどまる。本事業と関係機関・関係団体との連携状況については、小中学校や行政機関内の他部局等と連携している自治体が多い一方、児童相談所等の専門機関や、フードバンク等の民間団体と連携している自治体は少ない。

### 3 母子世帯支援の課題

わが国のひとり親世帯数は、母子世帯が119.5万世帯に対して、父子世帯は14.9万世帯と母子世帯の方が多い（厚生労働省2022）。ただし母子のみにより構成される母子世帯数は65万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約7万世帯である（国勢調査2020）。平均年間収入（母又は父自身の収入）は、母子世帯が272万円（うち就業収入は236万円）なのに対して、父子世帯は518万円（うち就業収入は496万円）である。母子世帯の場合、総所得は一般の児童のいる世帯の41%であることから、経済的に見ると母子世帯の多くが生活困窮者であることが分かる。生活保護受給者は母子・父子世帯共に約1割である。母子・父子世帯の約8割が就労しているが、特に就労母子世帯のうち「正規の職員・従業員」に従事しているのは44.2%、「パート・アルバイト」が38.8%であるのに対して、就労父子世帯の「正規の職員・従業員」の割合は69.9%と母子世帯よりも高く、「パート・アルバイト」は4.9%と低い（厚生労働省、2022）。これらからもひとり

親世帯の中でも母子世帯の生活が厳しいことが分かる。

行政によるひとり親家庭等の自立支援策としては、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」の4本柱によって推進されており、国や都道府県による施策は多種提供されている。ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業もあり、中間支援法人を活用し、子ども食堂、宅食、フードパントリー等で支援している。しかしそれらの情報が当事者には届いていないという課題もある。また実施した効果が分析されるまでに時間がかかるという課題もあり、ひとり親世帯がどのような問題点を現時点で抱えており、どのような支援が現在必要なのかを明らかにすることは難しい。

筆者は社会福祉法人愛知県母子寡婦連合会の協力を得て、愛知県内の20歳未満の子どもを持つひとり親世帯を対象に、社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会が実施している「スマイルBOX」（フードパントリー）の応募時のオンラインによるアンケートを分析した（大藪・奥田2023）。ここでは分析結果の抜粋を紹介しておきたい。

調査対象は、愛知県内の20歳未満の子どもを持つひとり親世帯であり、調査は2022年の9月と11月の2回、「スマイルBOX」の応募時にオンラインで実施した。ここでは9月の結果のみ紹介したい。応募数は545世帯である。調査を実施した社会福祉法人愛知県母子寡婦連合会は、社会福祉法人愛知県共同募金会の「地域に密着した多様な生活支援活動」の助成を受けており、お米や食料品等を詰め合わせた「スマイルBOX」を応募者の中から200世帯に無料で提供している。

応募世帯のうち、536世帯（97.3%）が母子世帯

であった。回答者の年代は40代が最も多く、次いで30代であった。子ども(20歳未満)の数は、1人(44%)が最も多く、次いで2人(41%)、3人(11%)、4人(3%)、5人以上(1%)の順であった。応募者の雇用形態は「非常勤・パート・アルバイト」と「派遣社員・契約社員」が半数以上を占めており、「正社員」は約3割である。「就職していない」世帯は約1割である。回答者の社会保障の受給状況は、「児童扶養手当」が最も多く、次いで「受給なし」「遺族年金のみ」と続く。

家計の工夫としては、美容(カット等や化粧品)の購入回数や購入量を減らした、外食の回数を控えたと65%が答えた。また買い物の回数や購入量を減らした人も6割となった。43人(7.9%)が診察を控え、医療費の支出を減らしていた。外食を減らすというのは、節約として一般世帯も最初に実施する行動であるが、食事の回数や量を減らす、仕事を増やすという行為から、かなり生活がひっ迫していることが分かる。これらの家計の工夫を見ても、家計管理に関する金融経済教育が必要であることが分かる。

「現在、最も必要なこと」は「経済的援助」が最も多かった。次いで「精神的援助」「人とのつながり」「育児援助」であった。自由記述からは、「経済的援助」と「精神的援助」の両方を必要としている記述が多く見られた。雇用形態別に見ると、「派遣社員・契約社員」「非常勤・パート・アルバイト」「就職していない」世帯は、「経済的援助」が8割以上と高くなっている。「正社員」は「精神的援助」「人とのつながり」「育児援助」が他の雇用形態よりも高く、「経済的援助」は他の形態よりも低かったことから、雇用形態によって必要とする支援内容が異なることが分かる。

以上より、家計管理に関する金融経済教育と経済的援助が必要であることが明らかとなった。ただ、ひとり親世帯の中でも、雇用形態によっ

て必要としている援助に違いがあるため、属性に応じた支援体制が必要であることが明らかとなった。また、様々な支援が行政から提供されているが、内容が複雑である、新たな支援策を知らないということに加えて、携帯電話を解約している世帯もあった。近年、ほとんどの情報がオンラインでの提供であることから、生活困窮者に行政の情報が届いていない可能性がある。そのような生活困窮世帯をいかに見つけ、その世帯に応じた支援をしていくかが今後の課題となる。また継続的な支援が必要となるが、それは行政としての業務期限ではなく、世帯が生活を立てなおすことができるまでの期間でなければならず、伴走型の支援策が必要である。さらに「経済的援助」だけでなく、「精神的援助」や「人とのつながり」も必要とされている。これからは単に経済をサポートするだけでなく、その支援をどのように管理し消費すればよいかを伝える支援が必要である。支援者のネットワークはもちろんのこと、支援を受ける側もネットワークを作り、情報共有をすることが大事である。そして生活の立て直し後は、支援者に回るなど、様々な支援の在り方を今後は考えていかなければならない。また共有した情報を行政と連携できるシステム作りをすることで、きめ細やかな支援が可能となると考えられる。

#### 4 こども食堂の経営と課題

上記で見てきたように、ひとり親世帯の中でも母子世帯の生活はかなり厳しいことが分かる。本節では、ひとり親世帯に対する支援側として、こども食堂の運営主体について概観し、支援者の状況から、どのような金融経済教育が必要かを考えたい。

## (1) こども食堂とは

こども食堂とは「子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂」であり、民間発の自主的・自発的な取組みなため、運営を支援する公的な制度などが十分に整備されていないにもかかわらず、こども食堂の数は増加の一途をたどり、2012年に開始されてから、今では全国の公立中学校数の約1万箇所と並ぶ、9,132箇所のにぼっており（認定NPO法人むすびえ）、子どものみの年間延べ参加人数は1,091万人、大人・子どもの年間延べ参加人数は1,584万人にも上る。

こども食堂には「子どもにとっての貴重な共食の機会の確保」と「地域コミュニティの中で子どもの居場所を提供する」という意義があり、利用者に手作りで温かい食事、安価、共食、しつけの場、地域のコミュニティ形成ができるという利点がある。その反面、開催する場所の確保が不十分、スタッフ不足、運営費の不足という問題点もある。

NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ、こども食堂ネットワークは、2020年4月から2023年7月まで8回、むすびえの地域ネットワークおよびこども食堂ネットワークとつながるこども食堂に対して、こども食堂の現状と困りごとアンケートを実施している。回答数は回数によって異なるが、対象は35都道府県231団体にのぼっている。これによると、こども食堂の活動費用は月額1万円から2万円が41.8%と最も多く、2万円以下が62.3%、5万円程度以下で85.4%にのぼる。ただしこれは「一堂に会する形でのこども食堂の活動費用」であり、フードバンクや弁当配布となると、数倍の費用がかかることが報告されている。これらの結果により、困りごととしては、当初は感染対策に関することが5～6割を占めたが、その後は「資金不足」と答えた団体が4割と最も高くなった。また「必

要な人に周知・広報し支援を届けること」を毎回6割の団体が難しさを感じている。運営側に対しては、資金不足に毎回4～5割、運営スタッフの不足をあげている。協力体制に関しては、「学校・教育委員会の協力が得られない」と「行政の協力が得られない」がどの回も上位に位置していた。

以上より、こども食堂では資金不足・人材不足に加えて、広報の仕方に課題を持っていることが明らかとなった。今後金融経済教育としては、資金不足と経営手法に関する情報を提供することが有効であることが分かる。

## (2) 岐阜県のこども食堂支援

本節では筆者が居住している岐阜県を1つの例として、その実態について紹介したい。岐阜県ではこども食堂の運営に対する支援として、岐阜県社会福祉協議会「こどもの居場所応援センター」、岐阜県「子ども貧困対策アクションプラン」に加えて、各自治体の補助金、例えば「岐阜市こども食堂支援事業補助金」や、民間の「こどもがセンター（旧称 岐阜こども食堂ネットワーク）」等、複数の補助支援がある。

岐阜県社会福祉協議会の「こどもの居場所応援センター」とは、子どもや子育て家庭が社会的孤立に陥らないよう「こども食堂」をはじめとするこどもの居場所活動の推進をめざし、食品の寄付窓口の設置（フードバンク）や居場所への提供（フードパントリー）、各種居場所に関する相談支援など、「こどもの居場所」を総合的にサポートするセンターで、令和4年に岐阜県こども家庭課委託事業として設置された。

聞き取り調査をした結果、総サポーター数は227団体であり、サポーター登録の対象は、こどもの居場所であるこども食堂、学習支援、プレーパークやこどもの居場所を応援する団体や企業

が対象である。登録申し込み後、決定通知を受けると、フードパントリーの利用や食品の寄付、各種の相談といった内容の利用を開始することができる。フードパントリーの利用については、サポーター登録の可否と合わせて、指定された利用可能日にフードパントリーで食品などを受けとることとなる。取り扱っているのは、米類(精米、玄米、*a*米、パック米など)、インスタント食品(缶詰、カップ麺、レトルト食品など)、飲料類(水、お茶、ジュースなど)、お菓子(駄菓子、袋菓子(個包装のもの)など)である。ただし食品は常温可能・未開封の状態、賞味期限が1ヵ月以上のものに限り、パントリーで渡すことが出来る量は寄付の状況によって異なる。また学用品、日用品(筆記用具、ノート、食器用洗剤、未使用タオルなど)も配布している。最近では食品の寄附の量が減少、夏の気温が高いことから保存にも冷房代の費用が高騰、コメ不足の影響等が課題とのことであった。

また「こどもがセンター」に聞き取り調査をした。この結果、センターは3名で運営されており、こども食堂(安心して過ごせる居場所づくり)、学習支援(現在は休止中)、フードバンク(困窮する家庭を対象に食料品や生活用品、遊具が入った「家庭応援ボックス」を届ける活動)、相談事業(こどもと親の悩み相談)、アウトドア体験(キッズファームでの農業体験)などの活動を実施している。センターは、岐阜県内の約160のこども食堂のうち、約50ヶ所が登録している。最近の物価上昇がメニューに影響しているとのことであった。それぞれのこども食堂が抱えている金銭や人手不足等の課題を聞き取り、情報を共有している。

### (3) 岐阜県内のこども食堂の現状

岐阜県内のこども食堂の数は161箇所(2023

年10月時点)、日本国内の47都道府県における人口比順位は20位である(NPO法人むすびえ)。岐阜県のこども食堂に運営に関するアンケートを、「こどもがセンター」の協力を得て8つのこども食堂に対して2024年11月に実施した。この結果、6割が任意団体であり、他は企業、NPO法人、個人が運営している。小さい所の1回の利用者数は12人であるが、半数の団体では100人以上が利用していた。すべてテイクアウトで提供している食堂も1ヶ所あった。1回における利用者の年代では、未就学児や小学生の利用が多く、特に小学生は3人~10人以上で、45人と答えた食堂もある。親も一緒に参加している場合がほとんどである。利用者が支払う参加費は、子どもは無料(3ヶ所)であるが、子ども100円、大人300円と設定しているところが多い。ボランティアもほとんどの所で大人が手伝っているが、中高生が手伝っている箇所も3ヶ所あった。運営費については、1ヶ月平均2万円であり、フードバンクで62.5%は賄えておらず、多くが自費で支出していた。助成金に関しては、様々な市町村の補助金を利用していた。課題は、ボランティアの確保、事前準備や配送、助成金の申し込みなどの事務作業の負担、会場の確保、人数が増えることに対処できないなどであり、全国のこども食堂と共通していた。

### (4) こども食堂の運営例

こども食堂の実態を知るため、岐阜市の1つのこども食堂を調査した。このこども食堂は毎月第2土曜日に開催されており、定員は50名である。ボランティアスタッフとして毎回12~14名が参加していた。9時にスタッフは集合して、9時50分から受付を開始する。19歳~74歳までは300円を徴収しているが、それ以外の人は無料である。10時から活動がスタートするが、宿題や勉

強をしたい子どもは学習支援スペース、思い思いに過ごしたい子どもはのんびりスペース、高齢者はお茶を飲みながらおしゃべりできる談笑スペースへ移動する。11時30分からランチタイムとなり、12時45分まで自由に食事をする。トレーは各自が片づけ、13時には解散となる。ボランティアは、子どもに渡すお菓子袋にチラシを入れる作業と飲み物の準備をし、子どもたちに勉強を教えたり、一緒に遊んだりする。そして、ご飯ができると歌を歌ったり、短編のお話を聞いたり、キリスト教関連の団体であったことからお祈りをしていた。スタッフは、食器洗いなどの後片付けを終えた後、反省会をして解散となる。メニューは、1回目がジャージャー麺、オクラスープ、ゴマだんご、スイカ、ポテト、2回目がドライカレー、サラダ、パンプキンポタージュ、アイスクリームであった。

この子ども食堂は、「子どもの居場所応援センター」を通じて米、菓子、ジュース、パン、こどもがセンターを通じて焼きそば、野菜等の食糧支援を定期的を受けている。子どもだけでなく、生活が苦しい人や子育て家庭に配布している。利用している「岐阜市子ども食堂支援事業補助金」の上限は27万円（1食当たり397円）である。これは、スタートを支援する補助金であることから、補助金は5年で打ち切れ、6年目以降は半額支給となる。このこども食堂の今年度の補助金は21万8千円であったが、これと毎回の大人から徴収している参加費だけでは食費以外の支出は賄えないことから、活動に賛同してくれる人からの寄付で不足分を補っていた。予算の2/3が補助金で占めている。ここでも資金不足と人材不足が課題となっていた。

## 5 生活困窮者及び支援者のための金融経済教育

以上、生活困窮者の中でも、特に母子世帯と、支援者側としてこども食堂の現状について調査をしてきた。ここでは母子世帯とこども食堂等の支援者に必要となる金融経済教育について考察したい。

現在、生活困窮者に対しては、自立相談支援、給付金支給、就労支援、家計相談支援等、様々な支援がある。筆者はこれまで、生活困窮者の支援者を対象に生活設計や家計管理の方法を提案してきたが、支援者は家計や生活設計の専門家ではなく、実施方法に不安を持っていることが多かった。またひとり親世帯に対して家計管理の講座を実践してきたが、日々の生活のみで、将来の生活設計まで立てられず、また家計管理の仕方を知らないことから貧困の負の連鎖から抜け出せない現状を見てきた。さらにひとり親世帯の子どもに対する支援にも参加してきたが、勉強や食事の支援が多く、その後の自立した生活に活かす家計・経済の知識や生活設計能力の獲得につながっているかを測ることはできていない。これらの講座は単発であることが多く、長期的な支援ではない。支援者に専門的知識を用いながら、生活設計の重要性や家計管理の原理と実施方法を提示し、長期にわたって寄り添いながら支援していく方法を提示すること、そして生活困窮者に対して、今後100年人生に対する生活設計と家計管理の重要性と、自立して生きていく方法を伝えることが喫緊の課題である。新型コロナウイルス感染症後、特に生活困窮者が増加している。生活困窮者に対して、現金支給策は講じられたが、それらは期間が限定されているものが多い。またその支援者も行政の場合、数年間で担当者が入れ替わってしまい、支援に追われている現状にある。

本稿ではいくつかのアンケート調査や聞き取り調査等の結果を紹介したが、以下の3点の課題が明らかとなった。一点目の課題としては、母子世帯に対する金融経済教育がほとんど存在しないことである。単発の出前講座などはあるが、参加する人は積極的な人であり、本当に支援を必要としている人は多くの場合、このような講座にはあまり参加していない。また単発の出前講座だけでは理解するのに時間がかかる、子育てをしながらの参加であり、親が落ち着いて研修を受講する時間的・精神的余裕がないなどの課題もあった。個々の家庭に寄り添いながらの伴走型の支援はほとんどなく、あったとしてもプライバシーに関わることもあり、中々家計の中身まで踏み込んで支援することは難しい。経済的支援をする際には、かならず家計管理の状況を、アプリ等を利用しながら情報提供をする必要がある。そして年に数回は家計簿分析をしながら、家計管理の方法をサポートする支援が必要である。現在、国ではJ-FLECによる金融相談の制度が整ってきているが、これらは投資等、経済的に余裕のある人に対する支援が中心となっている。そのような支援も必要ではあるが、生活困窮者の支援を無料ですることは、困窮家庭の自立へとつながることから、長期的には税金面で見ても積極的にするべきである。筆者は児童・生徒・学生、社会人に対して平均的収入と支出に基づいた紙版とスマホ版の「人生設計ゲーム」を開発してきたが、生活困窮者にもこれらを用いた金融経済教育を普及することで、自発的に楽しみながら生活再建に取り組む方向を示すことが可能となる。

二点目の課題は、生活困窮者の横のつながりがないことである。「人とのつながり」や「精神的支援」を必要としているとアンケートの結果から見られたように、支援者とのつながりだけ

でなく、生活困窮者間のつながりも希薄であった。他の人とあまり関わりたくない、あるいはそのような余裕がない人も多いが、補助金や制度だけでなく、生活の仕方の情報を共有することは重要である。例えば生活困窮者の家計簿のプラットフォームを作成し、そこで互いに工夫を提供し、情報交換できるような場が必要となる。また専門家にも気軽に相談できるプラットフォームがあるとよい。

三点目の課題は、支援者に対する金融経済教育の提供がないことである。支援者はそれぞれが独自にこども食堂などの支援事業を営んでいるが、どの団体も資金不足と人材不足に直面している。支援者間をつなぐシステムもできているが、今後は資金や人材を共有し、互いに協力できるシステムが必要となってくる。また、資金や人材不足の解決策を専門家からアドバイスを得るシステムも必要である。支援者用の金融経済教育プログラムの開発と支援者間で相談しあえ、専門家とつながる支援者間の相談プラットフォームも必要となる。

金融経済教育は、国際的にもまだ緒に着いたばかりであり、学校教育や社会人を対象とした実践例は始まったばかりである。学校教育での金融経済教育は、社会に出る前の教育であり、最近になって脚光を浴びている。一方、生活困窮者やその支援者のための金融経済教育はほとんどない。社会福祉協議会や母子寡婦福祉連合会やNPOなど、これまで独自で活動しがちであった支援を地域のネットワークと協働で実践し、継続的に実践効果を測定できる金融経済教育のシステムの構築が喫緊の課題である。

謝辞：本論文において、「こどもがセンター」、柴田奈波氏の御協力を頂いた。ここに感謝申し上げます。

【参考文献】

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 困窮者支援情報共有サイト  
<https://minna-tunagaru.jp/know/>  
大藪千穂・奥田真之 (2017) 「情報活動から見た大学生の金融情報と家計行動」、生活経済学研究、第 45 巻、pp.95-105  
大藪千穂・奥田真之 (2017) 「大学生の金融リテラシーと家計簿記帳による金融経済教育」、中部消費者教育論集、第 13 巻、pp.2-14.  
大藪千穂・二木恵 (2018) 「家計簿アプリを用いた大学生のための金融経済教育の有効性」、生活経済学研究、第 48 巻、pp.49 -58.  
大藪千穂・奥田真之 (2023) 「ひとり親世帯のコロナ禍の生活」、岐阜大学教育学部研究報告、自然科学、Vol.47、pp.99-108.  
梶浦伶奈・小井戸あや乃・泉谷徹・大藪千穂 (2020) 「子どものための「おこづかいちょう」の開発」、中部消費者教育論集、第 16 巻、pp.39-52.  
金融庁、  
<https://www.fsa.go.jp/singi/kyouikukenkyukaitou/index.html>  
知るぽると、  
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy/pdf/map202306.pdf>  
厚生労働省、生活困窮者自立支援制度について、  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/2707seikatukonnkyuushajiritsusienneidonituite.pdf>  
厚生労働省 (2022)、令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査結果、  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/fl1dc19f2-79dc-49bfa774-21607026a21d/9ff012a5/20230725\\_councils\\_shingikai\\_hinkon\\_hitorioya\\_6TseCaln\\_05.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fl1dc19f2-79dc-49bfa774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf)  
小井戸あや乃・大藪千穂・泉谷徹 (2020) 「小学生

を対象とした「おこづかいちょう」を用いた消費者教育」、中部消費者教育論集、第 16 巻、pp.53-62.  
一般社団法人 こどもがセンター、  
<https://kodomo-ga-center.com/>  
社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会、  
<https://www.winc.or.jp/service/kiocenter/>  
所道彦 (2024) 「子どもの貧困と社会政策学・社会福祉学」、シリーズ研究の動向、日本家政学会誌、Vol.75,No.8,58-65.  
認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ、  
<https://musubie.org/>  
二木恵・大藪千穂・尾島恭子・高田良宏・笠原禎也 (2019) 「オープン参加型セミナーとシステムを併用した大学での金融教育支援の取り組み」、中部消費者教育論集、第 15 巻、pp.15-24.  
J-FLEC 金融経済教育推進機構、  
<https://www.j-flec.go.jp/>

---

おおよぶ ちほ

京都ノートルダム女子大学文学部、大阪市立大学生活科学大学院後期博士課程単位取得修了(学術博士)。専門は、家庭経済学(家計分析、消費者教育)、環境とライフスタイル論(アーミッシュ研究)。  
岐阜大学教育学部教授(兵庫教育大学大学院 連合学校教育学研究科教授兼任)。副学長。  
日本消費者教育学会会長。生活経済学会副会長、日本学術会議連携会員。

【主要著書】

『はじめての金融リテラシー』(昭和堂 2024 年)、『お金と暮らしの生活術』(昭和堂 2014 年)、  
『生活経済学』(財団法人放送大学教育振興会 2025 年)、  
『アーミッシュの謎』(論創社・訳 1996 年)、  
『アーミッシュの昨日・今日・明日』(論創社・訳 2009 年)など。他。

---